

都市計画道路事業（呉服橋本通り線）の施行について

都市計画道路呉服橋本通り線については、平成30年10月26日、国土交通省近畿地方整備局告示第156号に基づき事業を実施することになりました。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、平成30年10月26日以降、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。事業内容の詳細、有償譲渡に関する届け出及び土地収用法上の取扱いの内容等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会下さい。

1. 都市計画事業の種類及び名称	阪神間都市計画道路事業 3.4.8号 呉服橋本通り線	5. 事務所の所在地および名称	宝塚市旭町2丁目4番15号 兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所
2. 施行日	平成30年10月26日～		電話 0797-83-3101 (担当課) 道路第1課 用地第2課
3. 設計の概要	延長260m 幅員16m 車線数2車線	6. 事業地の所在	兵庫県川西市栄根2丁目、栄町及び寺畑1丁目地内
4. 施行者の名称	兵庫県		

7. 土地収用法上の取扱い

本件事業のような都市計画事業は、都市計画法第70条の規定により、土地収用法上の事業認定の告示があったとみなされ、土地収用法上の効果が発生しますので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、下記の事柄についてお知らせします。

なお、事業認定の告示があったとみなされる日（以下「事業認定日」という。）から1年以内に裁決申請がない場合は、1年の期間満了日の翌日が事業施行期間内であれば、都市計画法第71条第1項の規定により、事業認定日は原則として期間満了日の翌日に更新されます。

(1) 事業認定の告示があったとみなされる土地

兵庫県川西市栄根2丁目、栄町及び寺畑1丁目地内

(2) 土地価格の固定

前記(1)の土地については、事業認定日（平成30年10月26日）をもって、土地価格が固定されることとなります。

(3) 関係人の範囲の制限

事業認定日以後に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなります。

(4) 損失補償の制限

事業認定日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築をするときは、あらかじめ兵庫県知事の承認を得なければ、これに関する補償は受けられません。

(5) 裁決申請の請求

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有している関係人は、自分が権利を有している土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

(6) 補償金の支払請求

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有している関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

(7) 明渡裁決の申立て

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、裁決申請があった後、直接、兵庫県収用委員会あてにすることができます。

(8) パンフレットの配布

補償に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は上記事務所へおいでくだされば配布いたします。

平面図



標準断面図

